

速報：石綿肺がん行政訴訟大阪高裁判決

2013年2月12日

平成24年(行コ)第73号 療養補償給付等不支給
処分取消請求控訴事件 (原審・神戸地方裁判所
平成21年(行ウ)第1号[2012年5月号参照])

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人[国]の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 被控訴人の請求

神戸東労働基準監督署長が被控訴人に対し平成18年7月10日付けでした労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付、休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しないとの各処分を取り消す。

第3 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人が、夫である亡K(以下「亡K」という。)が肺腺がんにより死亡したのは業務に起因するものであるとして、労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)に基づく療養補償給付、休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給とした平成18年7月10日付けの神戸東労働基準監督署長の各処分(以下、併せて「本件処分」という。)の取消しを求めた抗告訴訟である。

原判決は、被控訴人の請求をいずれも認容したため、控訴人がこれを不服として控訴した。

- 2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり訂正、付加し、後記3に当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」の第3ないし第5(原判決3頁8行目から31頁25行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決6頁23行目の「乾燥肺組織重量(以下「乾燥肺」という。)」を「乾燥肺重量」に改める。
- (2) 同7頁末行の「及び」を「又は」に改める。
- (3) 同13頁7行目及び9行目の各「乾燥肺」の次にいずれも「重量」を加える。
- (4) 同26頁3行目の「カナダから貨物船」を「カナダからの貨物船」に改める。
- (5) 同26頁8行目の「海上検数員」を「サイド検数員(海上検数員)」に改める。

- 3 当審における控訴人の主張

- (1) 争点(1)について

原判決は、肺がん発症と業務上の石綿ばく露との間の業務起因性を肯定するためには、肺がん発症の相対危険度を2倍以上に高めるような累積石綿ばく露を要することを前提とした上(控訴人においても、この前提には異論がない。)、肺がん発症の相対危険度を2倍以上に高める累積石綿ばく露があったことを認定する基準として、①石綿ばく露作業従事期間が10年以上であり、かつ、②肺組織内に石綿小体又は石綿繊維が存在すること(その数量は問わない。)という基準を定立し(この基準を以下「原判決基準」という。)、原判決基準に基づき、Kの肺がんの発症につき業務起因性を肯定した。しかしながら、次のとおり、原判決基準は誤りであり、肺がん発症の相対危険度を2倍以上に高め

る累積石棉ばく露があったことを認定するためには、平成19年認定基準が示すとおり、①石棉ばく露作業従事期間が10年以上であり、かつ、②乾燥肺重量1g当たり5000本以上の石棉小体が存在するという基準によるべきである。

ア 諸外国においても、一般に、肺がん発症が業務上の石棉ばく露に起因するか否かを判断するに当たっては、従事した作業内容を考慮して、これに伴う石棉のばく露濃度の程度が問題とされているところ、我が国では、業種別・職業別の石棉ばく露の濃度の程度が明らかではない上、同じ業種・職種でも作業内容やその頻度によって石棉ばく露の濃度の程度に差があり、被災者が従事した業種・職種のみから高濃度ばく露あるいは中濃度ばく露があったと評価することはできない。そのため、我が国において、石棉ばく露作業従事期間を殊更に重視し、これのみを指標として、相対危険度を2倍以上に高める累積石棉ばく露があったと認定することは相当ではなく、肺がん発症の危険度を2倍以上とする累積石棉ばく露量に相当する医学的所見を要するとするのが相当である。

そして、肺がん発症の相対危険度を2倍以上に高める石棉ばく露量の指標は25本/ml×年以上の累積石棉ばく露量とされること、これに相当する医学的所見としては、乾燥肺重量1g当たりの石棉小体数を基準とする場合、5000本ないし1万5000本と考えられており、5000本は最低限度のレベルである。

なお、石棉の種類がクリソタイルであつたとしても、クリソタイルの肺がん発症リスク、他の種類の石棉と比較して、10分の1程度の低いものであることを踏まえれば、クリソタイルの排出速度が他の種類の石棉に比べて上回っていることを考慮に入れても、石棉小体数5000本以上を基準とすることには十分な合理性が認められる。

イ 原判決基準は、平成18年認定基準の定める要件(本件要件)中の「肺内に石棉小体又は石棉繊維が認められること」という要件を「肺内に石棉小体又は石棉繊維が認められれば足り、その量的数値は問題としない。」という趣旨であ

ると理解して定立されたものであるが、この要件は、そのような趣旨のものではない。

平成18年認定基準が前提としている平成15年認定基準は、①石棉ばく露作業への従事期間が10年以上であり、かつ、②肺組織内に石棉小体又は石棉繊維が認められる場合には、別表7号7の業務上疾病として取り扱うと定めているところ、この「肺組織内に石棉小体又は石棉繊維が認められること」とは「肺組織切片測定方式によって、肺組織切片標本に石棉小体又は繊維組織が認められること」を意味している。なお、平成15年認定基準においては、乾燥肺重量1g当たりの石棉小体若しくは石棉繊維又は気管支肺胞洗浄液中の石棉小体を位相差顕微鏡によって測定する方法(乾燥肺測定方式)が、平成15年当時普及していなかったため、この方式によることは想定されていなかったが、肺組織切片測定方式によって、肺組織中に1本でも石棉小体が検出される場合を乾燥肺測定方式で測定した場合に換算すると、石棉小体1万本ないし2万本が認められることに相当する。

平成18年認定基準の「肺内に石棉小体又は石棉繊維が認められること」という要件は、平成15年認定基準の「肺組織切片測定方式によって、肺組織切片標本に石棉小体又は繊維組織が認められること」に、新たに「乾燥肺測定方式によって、肺組織あるいは気管支肺胞洗浄液から一定量の石棉小体等が計測されること」を加えたものであるところ、乾燥肺測定方式では、前記のとおり、肺組織中に1本でも石棉小体が検出される場合を乾燥肺測定方式で測定した場合に換算すると、石棉小体1万本ないし2万本が認められることに相当することや、肺がん発症の危険度を2倍以上とする累積石棉ばく露量に相当する医学的所見は、乾燥肺重量1g当たりの石棉小体が最低5000本認められることであると考えられていることに鑑みると、平成18年認定基準は、肺がん発症の相対危険度を2倍以上に高める累積石棉ばく露があったことを認定するためには、乾燥肺測定方式による場合、乾燥肺重量1g当たり5000本以上の石棉小体が

認められることを必要としていると理解すべきである。

ウ 平成19年認定基準は、平成18年認定基準についての上記理解を明確化したものである。

(2) 争点(2)について

ア 亡Kの乾燥肺重量1g当たりの石綿小体数は741本であり(この値は、一般住民に乾燥肺測定方式で認められる石綿小体数と同程度の値である。)、また、胸膜プラークの所見もなかったのであるから、亡Kには、肺がん発症の相対危険度2倍と認められるような医学的所見は存在しない。

イ 亡Kが従事した検数作業の業務内容は、石綿そのものや石綿製品に直接触れたり、石綿入りの貨物を運搬するものではないこと、亡Kが検数作業を行った貨物のうち石綿の入った貨物は一部にすぎず、この貨物に接近する機会・時間も業務時間全体のうちごく限られた時間にすぎなかったことなどからすると、亡Kは、その業務従事中、石綿にばく露した機会がある程度あったとしても、低濃度の石綿ばく露しか受けていなかったといえる。このことは、亡Kの乾燥肺重量1g当たりの石綿小体数が、職業ばく露の可能性が低い一般住民と同程度である741本であったという客観的所見とも整合する。

第4 当裁判所の判断

当裁判所も、被控訴人の請求はいずれも理由があるものと判断する。その理由は、次のとおり訂正し、後記2に当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」の第6の1ないし4(原判決32頁1行目から50頁8行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決32頁8行目の「19頁」を「21頁」に改める。
- (2) 同33頁10行目の「引き掛かける」を「引き掛ける」に改める。
- (3) 同34頁14行目の「1980年代」を「1980年(昭和55年)代」に改める。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 当審における控訴人の主張(1)について

本件検討会がその検討結果を報告した平成18年報告書の内容は、前提事実6(4)イ(原判決12頁3行目から14頁2行目まで)記載のとおりであり、これによると、「肺がんの発症リスクを2倍に高める石綿ばく露量の指標としては、石綿繊維25本/ml×年の累積ばく露量がこれに該当し、これを示す医学的所見としては、①石綿肺(第1型以上)、②乾燥肺重量1g当たり石綿小体5000本以上、③BALF(経気管支肺胞洗浄液)1ml中石綿小体5本以上、又は④乾燥肺重量1g当たり石綿繊維200万本以上(5 μ m超)とするのが妥当と考える。」「職業ばく露とみなすために必要なばく露期間に関しては、諸外国での取扱いを踏まえ、胸膜プラーク等の石綿ばく露所見が認められ、原則として石綿ばく露作業に概ね10年以上従事したことをもって肺がんリスクを2倍に高める指標とみなすことは妥当である。」とされている。そして、この検討結果を踏まえて発出された平成18年通達中の平成18年認定基準においては、「次の①又は②の医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あること。ただし、次の②に掲げる医学的所見が得られたもののうち、肺内の石綿小体又は石綿繊維が一定量以上(乾燥肺重量1g当たり5000本以上の石綿小体若しくは200万本以上(5 μ m超。2 μ m超の場合は500万本以上)の石綿繊維又は気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体)認められたものは、石綿ばく露作業への従事期間が10年に満たなくとも、本要件を満たすものとして取り扱うこと。①胸部工クックス線検査、胸部CT検査等により、胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)が認められること。②肺内に石綿小体又は石綿繊維が認められること。」という要件に該当する場合には、別表7号7の業務上疾病として取り扱うこととされている(前提事実6(5)イ(ア))。

平成18年報告書の前記内容からすると、平成18年報告書は、原則として石綿ばく露作業に概ね10年以上従事したことを、胸膜プラーク等

の石綿ばく露所見が認められる限り、石綿繊維25本/ml×年の累積ばく露量を示す医学的所見が存在する場合と並んで、肺がんリスクを2倍に高める指標とみなすことは妥当であるとしているのであって、石綿繊維25本/ml×年の累積ばく露量を示す医学的所見がない場合には、石綿ばく露作業に概ね10年以上従事したとしても、これを肺がんリスクを2倍に高める指標とみなさないとするものでないことは明らかである。そして、平成18年報告書の内容を踏まえた平成18年基準が、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あることに加えて要求している医学的所見が「胸部エックス線検査、胸部CT検査等により、胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）が認められること」又は「肺内に石綿小体又は石綿繊維が認められること」であることからすると、平成18年基準は、平成18年報告書で必要とされた「胸膜プラーク等の石綿ばく露所見」として、明示的に示されていた胸膜プラークの外に、「肺内に石綿小体又は石綿繊維が認められること」もこれに該当することを明らかにしたといえるのであって、平成18年基準が、平成18年報告書において、原則として石綿ばく露作業に概ね10年以上従事したことを肺がんリスクを2倍に高める指標とみなすための要件として必要とされていなかった25本/ml×年の累積ばく露量を示す医学的所見の存在を、その要件として付け加えたことと理解することは到底できない。このことは、25本/ml×年の累積ばく露量を示す医学的所見が認められれば、石綿ばく露作業への従事期間が10年に満たなくとも、本要件を満たすものとして取り扱うこととする旨を規定している平成18年認定基準の前記ただし書からも十分窺い知ることができる。

以上によると、平成18年認定基準の定める要件（本件要件）中の「肺内に石綿小体又は石綿繊維が認められること」という要件は、「肺内に石綿小体又は石綿繊維が認められれば足り、その量的数値は問題としない。」という趣旨であると理解すべきであり、このような理解の下に定立された原判決基準は相当である。上記理解

が誤りであることを前提とする控訴人の主張は採用できない。

なお、平成19年認定基準では、「石綿ばく露作業に10年以上従事した場合にも、石綿小体に係る資料が提出され、乾燥肺事量1g当たり5000本を下回る場合には、「乾燥肺重量1g当たり5000本以上」と同水準のばく露とみることができるか、という観点から、作業内容、頻度、ばく露形態、石綿の種類、肺組織の採取部位等を勘案し、総合的に判断することが必要である。」とされているが（前提事実6（6））、これは平成18年認定基準を上記趣旨であると理解する限り、平成18年認定基準とは異なる運用基準を示したものであるとみざるを得ない。そして、この運用基準が、平成18年通達が発出された後に新たに得られた医学的知見に基づき示されたものでないことは、控訴人において、平成19年認定基準は、平成18年認定基準についての理解を明確化したものであると主張するだけで、そのような医学的知見について何らの主張、立証をしていないことからして、明らかであるから、本件検討会の検討結果を踏まえて発出された平成18年通達中の平成18年認定基準とは異なる運用基準を示した平成19年認定基準に合理性があるとは認め難い。

(2) 当審における控訴人の主張(2)について

控訴人のこの点に関する主張は、原審における主張の繰り返しに過ぎない。争点(2)に関する当裁判所の事実認定及び判断は、既に原判決を引用して説示したとおりである。

第5 結論

以上によると、被控訴人の請求は理由があるから認容すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。



大阪高等裁判所第12民事部
裁判長裁判官 谷口幸博
裁判官 一谷好文
裁判官 秋本昌彦